

相談支援事業（一般事業）

事業内容

障害者、障害児の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行う。

対象者

障害福祉サービス等の利用契約を締結していない障害者、障害児の保護者、介護者等
指定障害福祉サービス事業者は、利用者の立場に立ち、他の福祉・保健・医療等の連携に努めることとされ、相談支援は本来業務であることから、利用契約を締結している者を除く。

運営基準等

プライバシーを守ることができる設備を有すること。（専用の相談室は不要）
提供時間帯において、相談に応じる人員を配置していること。（非専門職可。兼務可。）
相談に応じるごとに、相談記録を整備すること。
専門的な相談事項については、相談支援機能強化事業（地域活動支援センター型）につなぐ。
利用者の立場に立った相談に応じなければならない。
相談内容については、他に漏らしてはならない。ただし、利用者の同意を得た場合は、この限りでない。
市内社会福祉法人が経営する施設、地域活動支援センター型からの登録により実施する。

補助金額

1件あたり 700円

1日に複数回、同一案件で相談があっても、700円とする。

電話相談は算定できない。（電話相談を行わないという趣旨ではない。）

相談時間に制限はない。（短くても長くても同一単価）

地域活動支援センター型は相談支援機能強化事業に当該事業を含んでいることから、補助金は算定できない。

利用者負担

無料

補助金の交付申請

相談支援提供一覧表に補助金交付申請書を添付して、翌月10日までに申請すること。
補助金の交付は、翌々月末までに行う。

その他

ピアカウンセリングも対象とする。